

射水市テレビ会議システム提供業務に係る
プロポーザル実施要領

令和2年7月

射水市 財務管理部 総務課

1 目的

本要領は、テレビ会議システム提供業務に係るプロポーザルの実施について、必要な事項を定める。

2 業務等の概要

(1) 業務の名称

射水市テレビ会議システム提供業務

(2) 業務の内容

射水市テレビ会議システム提供業務調達仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 事業者の選定方法

事業効果を最大限に発現させるために、プロポーザルによる技術提案を総合的に審査した上で、委託するに最適な事業者を選定するものとする。

(4) スケジュール

①導入作業

契約締結日から令和2年9月30日まで

②システム利用開始日

令和2年10月1日から

(5) 提案限度額

①物品購入（テレビ会議専用機端末、マイクスピーカー、ウェブカメラ、液晶ディスプレイ等）

2, 574千円（税込）

②初期設定作業

990千円（税込）

③システム利用料

年3, 630千円（税込）

※この金額は、企画提案の上限額を示すものである。

3 選定方法

提案書、プレゼンテーション、システムのデモンストレーション、見積価格を総合的に評価して選定する。

4 参加資格

提案書提出時において、本事業の遂行に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札参加者の欠格事由）のいずれにも該当しないこと。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申し立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後であって、本件入札に参加することについて支障がないと認められる者を除く。
- (3) 射水市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 富山県内に事業所又は支店等を有し、保守サポートが行える技術スタッフを常駐している者であること。
- (5) 過去にクラウドを利用したテレビ会議システムの提供実績があること。
- (6) その他、別紙の調達仕様書で定める内容を満たしていること。

5 スケジュール

(1) 参加意思表明書の提出期間、場所及び方法

受付期間：令和 2 年 7 月 27 日～8 月 4 日（平日 午前 9 時～午後 5 時）

※プロポーザルに参加する意思のある事業者は、参加意思表明書（別紙 1）を総務課情報政策係まで持参又は郵送すること

※提出先は、「7 提案書及びプレゼンテーション」を参照すること。

(2) 質問受付期間、提出場所及び方法

受付期間：令和 2 年 7 月 27 日～8 月 4 日（平日 午前 9 時～午後 5 時）

※質問については、電子メールにより担当者へ質問書（様式任意）を提出すること。

※受付期間以外に提出された質問は一切受け付けない。

※令和 2 年 8 月 7 日までに電子メールで回答する。

※本要領を交付した者すべてに回答する。なお、質問書に対する回答は、本要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

(3) 提案書の受付期間、場所及び方法

受付期間：令和 2 年 7 月 27 日～8 月 17 日（平日 午前 9 時～午後 5 時）

※提案書を総務課情報政策係まで持参又は郵送すること。

※詳細については、「7 提案書及びプレゼンテーション」を参照すること。

(4) プレゼンテーション及びシステムのデモンストレーションの実施

提出された提案書及び提案書の内容に係るプレゼンテーション等の評価を行う。

実施期間：令和 2 年 8 月 21 日

※詳細については、「7 提案書及びプレゼンテーション」を参照すること。

(5) 審査結果の通知

結果通知日：令和 2 年 9 月 4 日までに書面にて各事業者へ通知する。

- ※審査結果についての異議申し立て及び問い合わせ等は一切受け付けない。
- ※審査内容については、一切開示しない。

(6) 委託契約の締結

審査結果に基づき、最優秀者と契約の締結交渉を行う。

※契約者は、本要領及び仕様書のほか、提案者が作成する提案書に記載の項目については、責任を持って履行すること。

6 提案の注意事項

(1) 禁止行為

- ①事業者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ②事業者は、自己の有利になることを目的に、本事業の関係者に働きかけを行ってはならない。
- ③事業者は、競争を制限する目的で、他の提案者と提案の意思及び希望価格について、いかなる相談も行ってはならない。

(2) 提案資格の取り消し

審査結果の公表日までの間に、最優秀者が次のいずれかに該当した場合は契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点者と契約の交渉を行う。

- ①提案の禁止行為に該当する行為を行った者。
- ②会社更生法に基づく更生手続きの開始、または民事再生法に基づく再生手続きの開始の申し立てがなされた者。
- ③不渡手形又は不渡小切手を振り出した者。
- ④地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する者。
- ⑤射水市入札参加資格停止要領に基づく指名停止措置を受けた者。

7 提案書及びプレゼンテーション

(1) 提案書類等の提出部数

①提案書

- ・提案書原本（紙） 1 部
- ・提案書原本（電子） 1 部
- ・提案書複製（紙） 7 部

※提案書複製は、プレゼンテーション時の資料として利用します。

- ②参加意思表明書（別紙 1） 1 部
- ③企業概要（別紙 2） 1 部

- ④テレビ会議システム導入実績（別紙3） 1部
※提案予定のテレビ会議システムについて、過去5年間に受注した主な案件を記載すること。（クラウドによる受注案件を1件以上記載すること。）
- ⑤機能要件一覧表（別紙4） 1部
- ⑥費用見積書（別紙5） 1部
※封入・封緘すること。

（2）提出期限

- ①参加資格関係書類（前記(1)②、③、④）
令和2年8月4日（火）午後5時必着
- ②提案書類（前記(1)①、⑤、⑥）
令和2年8月17日（月）午後5時必着

（3）提出場所

939-0294
富山県射水市新開発410番地1
射水市 総務課 情報政策係
TEL : 0766-51-6615
e-mail : jouhou@city.imizu.lg.jp

（4）提出方法

- ①原則として持参により提出することとし、郵送による場合は、書留郵便とし、提出期限の午後5時まで必着とすること。（電子データは、射水市で開くことができるファイル形式で作成し、CDやDVD等に保存し提出すること。）
- ②提出書類を持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除いた日の午前9時から午後5時までとする。
- ③一度提出された書類の追加又は差し替えは原則として認めない。また、提出された提案書等の書類は返却しない。
- ④提案書に含まれる著作物の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、事務処理上必要な場合には、総務課で複製を行えるものとする。
- ⑤提案書の作成等、プロポーザルに関する費用はプロポーザル参加者の負担とする。

（5）提案書等の作成について

- ①提案対象
・仕様書に基づき提案すること。

②留意事項

- ・表紙には、表題として「射水市テレビ会議システム提供業務に係る提案書」と社名を記載すること。
- ・A4形式で30ページ以内にまとめ、両面印刷で簡易製本すること。（表紙はこのページ数に含まない。）
- ・提案書の記述内容に不整合があった場合は、射水市に有利な記述内容を正とみなす。

(6) 提案書記載事項

①導入実績

- ・開示可能な範囲で具体的な名称（自治体名等）を記載すること。

②提案システムの概要

- ・仕様書「1.3 調達における基本方針」を踏まえて、提案システムの特徴について記述すること。
- ・仕様書「2 システム要件」について、提案システムの機能と比較し、要件をみたしているか記述すること。
- ・システム要件とは別に特筆すべき要件があれば記述すること。
- ・提案システムの操作性について、特筆すべき要件があれば記述すること。

③導入作業

- ・テレビ会議システムの整備にあたり納品を予定している機器と選定理由（部屋の広さや想定参加数への考慮）を記述すること。
- ・タブレット端末等への事前設定について記述すること。
- ・市職員の負担軽減について記述すること。

④セキュリティ対策

- ・提案システムの安全性及び信頼性について記述すること。

⑤スケジュール

- ・仕様書に基づき、システム稼働までのスケジュールを記述すること。

⑥操作研修

- ・仕様書に基づき、操作研修について提案を行うこと。

⑦運用・保守体制

- ・サービス利用時間は原則として24時間365日であること。
- ・仕様書に基づき、相談・障害窓口等のサポート体制について記述すること。

⑧その他独自提案

- ・上記提案以外に、射水市にとって有益と認められる提案があれば、概要を記述すること。（実現する場合の費用、導入期間等についても記述すること。）

(7) プレゼンテーション及びシステムのデモンストレーションの実施について

①実施日時

令和2年8月21日(金) 午後1時～午後5時

(各事業者の時間は別途、個別に連絡)

※提案事業者の数により、日時を変更する場合がある。

②実施場所

射水市役所内会議室

③実施方法

・1社60分以内(プレゼン40分、システムデモ15分、質疑応答5分)

④留意事項

- ・プレゼンテーションは、非公開により行う。
- ・プレゼンテーションは、1提案者につき5名までの入室を認める。
- ・プレゼンテーション及びシステムのデモンストレーション用のパソコン並びにその他必要な機器は各社で準備すること。(プロジェクタ、スクリーン、電源タップ、HDMIケーブルは、射水市で用意可能。)
- ・プレゼンテーションは、提出した提案書により行うものとし、それ以外の資料の配布、投影は認めない。
- ・提案書に記載のない提案については、プレゼンテーションを行わないこと。
- ・プレゼンテーションにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- ・提案するテレビ会議システムの機能、操作性を確認するため、システムのデモンストレーションを行うこと。
- ・時間配分は目安であるが、質疑応答の時間(5分)を必ず設けること。